

8月下旬・9月上旬の保健事業  
 >>> 教室・講座・健診など  
 問合せ・会場

保健センター ☎ 77-1891

月	日	事業名	時間	要申込
8月	21日(水)	すくすく歯ッピー講座 (対象者) 10か月児～12か月児と保護者	午後1時30分～3時	★
	22日(木)	ことばの相談	① 午前10時10分 ② 午前11時10分 ③ 午後1時10分	★
	26日(月)	1歳6ヶ月児健康診査 (対象者) 令和4年11月～令和5年3月生まれの幼児	午後1～2時	
	29日(木)	へるすあつが講座 (対象者) 40～74歳	午前10時～11時30分	★
9月	3日(火)	住民健診 (福祉センター)	午前9時～11時30分	★
	4日(水)		午後1時～3時 ※9月5日(木)は午前のみ	★
	5日(木)			★
	6日(金)	住民健診 (役場南庁舎)	午前9時～11時30分 午後1時～3時	★
	7日(土)			★
9日(月)	★			

**児童扶養手当とは**  
 児童扶養手当とは、児童の福祉の増進を図ることを目的として、18歳に達する年度の3月31日までの間にある児童（児童の心身に一定の障害がある場合は20歳未満）を監護、養育するひとり親世帯の父または母、または養育者に対して支給される手当です。

**児童扶養手当現況届・所得状況届とは**  
 児童扶養手当受給者の所得状況



児童扶養手当  
**現況届・所得状況届を忘れずに**

福祉保健課 子育て支援係 ☎ 77-3914

現在、児童扶養手当の認定を受けている方は9月2日までに現況届または所得状況届を必ず提出してください。

児童扶養手当とは、児童の福祉の増進を図ることを目的として、18歳に達する年度の3月31日までの間にある児童（児童の心身に一定の障害がある場合は20歳未満）を監護、養育するひとり親世帯の父または母、または養育者に対して支給される手当です。

児童扶養手当とは、児童の福祉の増進を図ることを目的として、18歳に達する年度の3月31日までの間にある児童（児童の心身に一定の障害がある場合は20歳未満）を監護、養育するひとり親世帯の父または母、または養育者に対して支給される手当です。

届に代えて所得状況届の提出が必要になります。

**提出書類**  
 対象の方には、7月下旬に提出書類を送付しました。各家庭の状況により添付書類が異なりますので、現況届の案内をご確認ください。

**注意事項**  
 ・受給者および同居している親族（扶養義務者）の令和5年分の所得税確定申告や市町村民税申告がお済みでない方は、所得の審査ができませんので、速やかに申告をお願いします。  
 ・住所や氏名、振込先口座の変更があった場合は別途届け出が必要です。  
 ・受給者が所得の高い扶養義務者と同居または別居するよう

になったときや公的年金給付などを受けることができるときは、手当の一部または全部の支給が停止となる場合がありますので、速やかに届け出をお願いします。

※届け出が遅れた場合、手当を返還していただくことがあります。

・受給者が婚姻した（事実婚を含む）、児童を養育しなくなったなど、受給資格がなくなっているにも関わらず届け出をしなかった場合、手当の不正受給となり、手当を返還していただきます。

**受付期間**  
 8月1日(木)～9月2日(月)

**提出窓口**  
 子育て支援係



芝山町シェイクアウト訓練を開催します  
 ～震度6強の地震への対応訓練～



シェイクアウト訓練とは

シェイクアウト訓練は、2008年にアメリカで始まった新しい形の地震防災訓練です。訓練方法はいたってシンプルで、指定された日時に、特定の会場に集まることなく、各家庭、職場、学校、外出先などのそれぞれの場所で、参加者が地震から身を守る【3つの安全行動】を約1分間行う訓練です。

地震による人的被害の多くは、揺れによる家具などの倒壊、落下物による負傷です。それらの被害から身を守る有効な手段である【3つの安全行動】を身につけるための訓練です。

訓練日時 9月3日(火)午前9時開始

・9月3日に実施できない場合は、防災週間(8月30日から9月5日)内で実施するなど、ご都合の良い日時に実施いただいてもかまいません。その際は各団体などで開始時間を決めて実施をお願いします。

訓練内容 シェイクアウト訓練(一斉行動訓練)

・揺れから身を守る一斉行動訓練を実施します。

実施時間 午前9時から約1分間

・訓練当日の午前9時に、防災行政無線で訓練開始の合図をします。合図がうまく受け取れなかった場合でも、訓練の実施をお願いします。

実施区域 芝山町全域

訓練場所 それぞれの自宅・職場・学校など  
 ※参加人数を把握するため、事前登録にご協力ください。(詳細は町ホームページをご確認ください。メール・FAXにより受け付けします。)

想定災害 芝山町で震度6強の地震が発生

留意点

- ・自動車、自転車、歩行などの移動時は、安全管理のため、訓練を行わないでください。
- ・地震、風水害などの発生による災害対策本部の設置およびこれと同等の重大な事態が生じた場合は、訓練を中止します。

訓練内容

1. 身の安全の確保  
 訓練開始の合図を機に、各家庭、職場、学校、外出先などのそれぞれの場所で約1分間、**①姿勢を低くし②体や頭を守り③揺れが収まるまでじっとする**、といった身の安全を守る「3つの安全行動」をとっていただきます。

【身を守る3つの安全行動】



2. 防災対策の再確認

上記の行動後、家庭や職場など、それぞれの場所で建物や建物周辺の環境の点検や家具などの転倒・落下防止の確認を行うなど、防災対策の再確認をお願いします。

ShakeOut提唱会議の認定

芝山町シェイクアウト訓練は、日本におけるシェイクアウト訓練の認定事務を行っている『効果的な防災訓練と防災啓発提唱会議(ShakeOut提唱会議)』の認定を受けて実施します。

Jアラートによる  
 全国一斉情報  
 伝達試験

福祉保健課 自治振興係  
 ☎ 77-3903

地震や武力攻撃などの発生時に備え、人工衛星を通じて瞬時に情報伝達する全国瞬時警報システム(Jアラート)を用いた情報伝達試験を次のとおり行います。

実施日時

8月28日(水)  
 午前11時頃(予定)

放送内容

防災行政無線チャイム  
 「これは、Jアラートのテストです(3回繰り返し)」  
 「こちらは防災しばやまです」  
 防災行政無線チャイム

